

神奈川県地域医療構想の策定について

平成26年の「医療介護総合確保推進法」の制定により改正された医療法に基づき、都道府県には地域の医療提供体制の将来あるべき姿を示す「地域医療構想」の策定が義務付けられました。

神奈川県は、平成28年10月に「神奈川県地域医療構想」を策定しました。

1 策定趣旨

高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズのさらなる増大が見込まれることから、限られた資源を最大限活用しながら変化に対応した適切な医療・介護の提供体制の構築を図る必要があります。

神奈川県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）は、高齢化の進展に伴い、医療ニーズが増大する中において、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築することを目的として、平成37年（2025年）のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示すものです。

2 地域医療構想の基本方針

（1）神奈川の将来のめざすすがた

誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で
質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川

（2）地域医療構想における3つの取組み

地域医療構想では、「めざすすがた」の実現に向けた取組みのうち、平成37年（2025年）の医療需要を踏まえた将来あるべき医療提供体制を目指すため、市町村や関係団体、県民等と連携し、次に掲げる事項に取り組みます。

ア 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築

イ 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実

ウ 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成

3 構想区域における将来の医療提供体制に関する構想

地域医療構想では、地域における病床機能の分化及び連携を推進するための基準として構想区域を定めます。神奈川県の構想区域は、横浜構想区域を除いて、二次保健医療圏と一致しており、構想区域ごとの将来の医療提供体制に関する構想を策定しています。

横須賀・三浦構想区域における構想は別添のとおりです。